

岐阜県公報

第 四 号

令和元年 五月 十七 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課)	一七
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	一八
建築基準法による中間検査の実施に関する告示の一部改正	(建 築 指 導 課)	一八
落札者等に関する公示	(市 町 村 課)	一八
公共測量の終了	(用 地 課)	一八
土地改良区の定款の変更認可	(西 濃 農 林 事 務 所)	一九
土地改良区役員の就任	(揖 斐 農 林 事 務 所)	一九
土地改良区の定款の変更認可	(同)	一九
土地改良区役員の退任及び就任	(飛 騨 農 林 事 務 所)	二〇
落札者等に関する公示	(会 計 課)	二二

告 示

岐阜県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町下佐見字大雑二七六一の四、二七六一の五、二七六一の九、字沢菅二七四三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年五月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	清高 見山 線	高山市清見町栗野保字一本橋平一六五番一地从先から 同 市同 町同 字同 一六五番四地先 まで	一三・五 一八・二	一三・二 一六・六	一三〇・九	一三〇・九	

岐阜県告示第十三号

建築基準法による中間検査の実施についてに関する告示（平成十九年岐阜県告示第四百八号）の一部を次のように改正し、令和元年六月二十日から適用する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

二中「平成三十一年六月十九日」を「令和四年六月十九日」に改める。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第二百十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの回線使用、監視及び保守業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当
 - 4 契約の相手方を決定した日 平成31年4月1日
 - 5 契約の相手方の氏名及び住所 地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦
東京都千代田区一番町25番地
 - 6 契約金額 68,397,258円
 - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部市町村課
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 公共測量の終了
- 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
- 令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省中部地方整備局高山国道事務所
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成三十一年一月二十八日から
平成三十一年三月二十九日まで
- 四 作業地域
下呂市

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 河 北 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 二 六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 祖 父 江 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 二 六

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
室 原 土 地 改 良 区	平 成 三 一 ・ 四 ・ 二 六

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
揖東土地改良区	平成三〇・三・二六	理事	國 枝 慎太郎	揖斐郡大野町大字加納七五七番地三
		監事	林 正 明 同	黒野一八七四番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
揖 東 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 五 ・ 七

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	平成 三・四・五	年月日	役名	氏名	住 所
上野平土地改良区			理事長	谷口 忠幸	高山市松本町 一五五番地一
			副理事	櫻本 茂男	丹生川町町方 六一三番地
			同	中井 信幸	上野町 一一七七番地
			同	横畑 守	松本町 一三四一番地
			同	横畑 守	松本町 一三四一番地
			同	今井 由夫	上野町 一〇二七番地二五
			同	中家 重彦	丹生川町新張 一〇三〇番地
			同	伊藤 秀雄	同 一九五六番地三八〇
			同	中澤 瑞樹	高山市上野町 六七〇番地三七
			同	下田 俊二	丹生川町新張 一九〇番地
			同	田口 尚	同 町方 二二八二番地

就任した役員

土地改良区	平成 三・四・六	年月日	役名	氏名	住 所
上野平土地改良区			理事長	今井 由夫	高山市上野町 一〇二七番地二五
			副理事	中井 信幸	同 一一七七番地
			同	田上 賢一	高山市丹生川町町方 一八六五番地
			同	野尻 真人	冬頭町 三〇五番地
			同	野尻 守	松本町 一三四一番地
			同	山下 誠	丹生川町新張 八二五番地三
			同	鈴木 美樹	同 二九五二番地二九
			同	牛丸 尋幸	高山市松之木町 三一六三番地五
			同	大野 忠彦	岡本町二丁目 二二八番地
			同	片桐 公平	本母町 一六三番地
			同	岩島 正卓	丹生川町町方 五五五番地
			同	安土 天平	同 松本町 九九九番地六

